茨城県介護支援専門員安全確保事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　知事は、介護支援専門員安全確保事業（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　介護支援専門員の安全を確保するための機器導入及び利用者宅への複数人訪問に要する経費の一部を補助することにより、離職防止及び人材確保を図り、もって地域におけるケアマネジメント提供体制の維持に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　茨城県内に所在する、介護保険法に基づく「指定居宅介護支援事業所」を運営する法人を対象とする。

（補助対象経費、交付額の算出方法）

第４条　補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算出方法は、別紙１に定める基準により交付するものとする。なお、交付額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

なお、申請にあたっては、「いばらき電子申請・届出サービス」による申請を原則とするが、交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて申請することもできるものとする。

（交付決定の通知）

第６条　この補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第７条　この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内に行うものとする。

（交付の条件）

第８条　補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業により取得した機械、器具及びその他財産については、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。

（４）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
（５）他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
（６）第１号から第５号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更交付申請）
第９条　この補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）
第10条　第６条による補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和８年12月28日のいずれか早い日までに、「いばらき電子申請・届出サービス」により報告又は実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）
第11条　この補助金の交付額の確定は、交付額確定通知書（様式第５号）により行うものとする。

（補助金の返還）
第12条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について茨城県に返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数）
第13条　この要項により知事に提出する書類の部数は、正本１部とする。

付　則
この要項は、令和８年11月２日から施行する。

別紙１（第４条関係）補助対象経費及び補助基準

１　補助対象経費

（１）安全確保機器等の導入経費

著しい困難事例やハラスメントのリスクがある利用者宅へ訪問する介護支援専門員の安全確保及び負担軽減に資する機器等（以下「安全確保機器等」という。）を導入する際の経費を対象とする。

（２）複数人訪問経費

著しい困難事例やハラスメントのリスクがある利用者宅へ、介護支援専門員が複数人で訪問する場合の経費（以下「複数人訪問経費」という。）を対象とする。

なお、介護支援専門員に同行する職員の人数及び職種は問わない。

	（１）安全確保機器等の導入経費	（２）複数人訪問経費
補助対象経費	ICレコーダー、防犯ブザー、ウェアラブルカメラ等の安全確保及び負担軽減に資する機器	利用者宅へ複数人で訪問する場合の同行に係る経費（人件費相当額）
補助率	４分の３	４分の３
補助上限額	１機器当たり：上限なし １事業所当たり：（２）と合計して53,000円	訪問１回当たり：2,400円 １事業所当たり：（１）と合計して53,000円
補助対象外経費	・令和８年６月１日より前に導入した機器等 ・自衛を目的として利用者に危害を加える恐れのある機器等 ・消費税及び地方消費税 ・通信費（月額利用料等）	・令和８年６月１日より前に実施した複数人訪問経費

２　所要額の算出方法

（１）安全確保機器等の導入経費

補助対象経費の実支出額に補助率を乗じた額（百円未満切り捨て）を所要額とする。

（２）複数人訪問経費

補助対象経費の実支出額（人件費等相当額）に補助率を乗じた額（百円未満切り捨て）と、訪問１回当たりの補助上限額に訪問回数を乗じた額とを比較して、少ない方の額を所要額とする。

（３）１事業所当たりの所要額

２（１）及び（２）により算出した各経費の所要額を合計した額と、１事業所当たりの補助上限額とを比較して、少ない方の額を当該事業所の所要額とする。

３　留意事項

（１）本補助金は、令和８年６月１日以降に導入された安全確保機器等及び複数人訪問経費について補助対象とする。

（２）交付申請時点において、休止又は廃止している指定居宅介護支援事業所は補助対象外とする。

（３）指定居宅介護支援事業所を２事業所以上運営する法人について、所要額の算出は事業所毎に行い、その合計額を当該法人の交付額とする。

様式第１号（第５条関係）

令和　年　月　日

茨城県知事　　殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護支援専門員安全確保事業補助金交付申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請額　　円

２　添付書類

（１）所要額調書兼歳入歳出予算書抄本（参考様式１）

（２）見積書写し

３　受領方法

口座振替払い

金融機関名	銀行　　支店
預金の種目	
口座番号	
口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）	

様式第２号（第６条関係）

長福第　　号
令和　年　月　日

殿

茨城県知事

介護支援専門員安全確保事業補助金交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第５条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

記

１　交付決定額　　円

様式第３号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　　殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護支援専門員安全確保事業補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け長福第　　号で交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、介護支援専門員安全確保事業補助金交付要項第９条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　添付書類
（１）所要額調書兼歳入歳出予算書抄本（参考様式１）
（２）見積書写し

様式第４号（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　　殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護支援専門員安全確保事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け長福第　　号で交付決定通知のあった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　交付精算額　　円

２　添付書類
（１）精算額調書兼歳入歳出決算書抄本（参考様式２）
（２）領収書又は支払いが確認できる書類

様式第５号（第11条関係）

長福第　　号
令和　年　月　日

殿

茨城県知事

介護支援専門員安全確保事業補助金交付額確定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知する。

記

1　交付確定額　　円